## 都市計画税が充てられる経費の状況

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業および土地区画整理事業に要する費用に 充てるための目的税です。 日野市の令和5年度一般会計当初予算における都市計画税の充当状況は、次のとおりです。

(単位: 千円)

	令 和 5 年 度 予 算 額	都 市 計 画 税 充 当 額	事業に対する 充 当 率	(参考) 前年度充当額
(歳入) 都市計画税	2, 599, 801			2, 564, 951
(歳出) 都市計画事業等	2, 862, 974	2, 599, 801	90.8%	2, 564, 951
款 8 土木費	2, 356, 824	2, 094, 656	88. 9%	2, 072, 276
項 4 都市計画費	2, 356, 824	2, 094, 656	88. 9%	2, 072, 276
目 2 区画整理費	1, 300, 000	1, 039, 931	80.0%	960, 319
目 3 街路事業費	68, 000	67, 865	99.8%	
目 5 下水道費	988, 824	986, 860	99. 8%	1, 111, 957
款 11 公債費(都市計画事業分)	506, 150	505, 145	99. 8%	492, 675

<sup>※</sup>都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。